

（仮称）越谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（概要）

1 条例制定の趣旨

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月12日公布）」により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度（こども誰でも通園制度：児童福祉法では「乳児等通園支援事業」）が導入されます。

事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について、国が定める基準をもとに、市町村が条例で定めることとなります。

本市では、令和7年度より事業を実施する予定であることから、「（仮称）越谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めます。

2 乳児等通園支援事業の概要について

利用対象者	0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども
対象者の認定	居住する市町村による認定の仕組み ※利用者から申請行為が必要
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用
利用料	事業所が直接徴収をすることを想定
利用方法（契約）・ 予約方法	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする。 ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター 等



3 条例案について

(1) 条例で定める基準の類型

条例で定める基準は、児童福祉法第34条の16第2項に基づき、次の2つに分類されます。

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

【児童福祉法】

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数
- 二 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

(2) 条例で定める基準の事項

従うべき基準	参酌すべき基準
安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの職員の基準、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、食事、秘密保持等、乳児等通園支援事業の区分、設備及び職員の基準、乳児等通園支援の内容	最低基準の目的、最低基準の向上、最低基準と乳児等通園支援事業者、乳児等通園支援事業の一般原則、乳児等通園支援事業者と非常災害、乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備の基準、衛生管理等、乳児等通園支援事業所内部の規程、乳児等通園支援事業所に備える帳簿、苦情への対応、設備の基準、保護者との連絡、電磁的記録

(3) 条例案の考え方

条例の制定においては、過剰な義務付け等の追加は基本的には行わず、保育にかかるこれまでの国の基準及び市の基準に準じた基準とすることを前提に、条例案を検討し、次に掲げる独自規定に係る部分を除き、国の基準と同様とすることを検討しています。

●独自基準

項目	内容	市独自基準とする理由
暴力団排除	乳児等通園支援事業者が越谷市暴力団排除条例に定める暴力団員等でないことを求める。	暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため
非常災害対策	非常用食料等の非常災害時に必要な物資の備蓄の努力義務を課す。 風水害、地震等に備えて関係機関との連携・協力の努力義務を課す。	東日本大震災等の教訓を踏まえ、非常災害時に施設が最低限のサービスを継続できるようにするため。
事故防止・防犯対策	事故の防止、防犯に関する措置を講ずる努力義務を課す。	事故対策、防犯対策強化を図り、利用者の安全の確保に資するため。

問い合わせ先

■ 越谷市役所 子ども施策推進課

電話 048(963)9165

ファックス 048(963)3987

メール kodomoshisaku@city.koshigaya.lg.jp